

御中 2021/ /

# 障害者雇用

## EMPLOYMENT OF THE PERSON WITH DISABILITIES

あいち障害者雇用総合サポートデスク

1

## 障害者の雇用状況（愛知県）

企業の実雇用率（2020年）  
全国平均 2.15%

愛知県 2.08%

44位/47

手帳区分	前年比(%)
身体障害	100.8
知的障害	104.6
精神障害	115.8

民間企業における障害者の雇用状況

注1：雇用義務のある企業（48.5人以上規模の企業）についての集計である。

あいち障害者雇用総合サポートデスク

7

## 法定雇用率制度（納付金制度）

**納付金の徴収**  
1人当たり月額50,000円（注）

独立行政法人  
高齢・障害・求職者  
雇用支援機構

常時雇用する労働者数が100人を超える事業主は、  
● 毎年度納付金の申告が必要  
※法定雇用率(2.2%)を達成している場合も申告が必要です  
● 雇用障害者数が法定雇用障害者数を下回っている場合は、申告とともに納付金の納付が必要

法定雇用率  
(2.2%)相当額

法定雇用障害者数を下回っている事業主

雇用している身体障害者、知的障害者、精神障害者の数

納付金

調整金

法定雇用障害者数を超過している事業主

**調整金の支給**  
1人当たり月額27,000円

調整金対象  
常用雇用労働者数100人越

常時雇用する労働者数が100人を超え、雇用障害者数が法定雇用障害者数を超過している事業主に對し、申請に基づき支給

**報奨金の支給**  
1人当たり月額21,000円

報奨金対象  
未達1名当たり 50,000円/月  
年間600,000円/人

常時雇用する労働者数が100人以下で、雇用障害者数が支給要件として定められている数を超過している事業主に對し、申請に基づき支給

**在宅就業障害者特別調整金の支給**

在宅就業障害者等に仕事を発注した納付金申告事業主の申請に基づき、支払った業務の対価に応じた額を支給

**在宅就業障害者特別報奨金の支給**

在宅就業障害者等に仕事を発注した報奨金申請対象事業主の申請に基づき、支払った業務の対価に応じた額を支給

**各種助成金の支給**

障害者を雇い入れたり、雇用を継続するために職場環境の整備等を行う事業主の申請に基づき費用の一部を助成

調整金・報奨金・助成金として活用

あいち障害者雇用総合サポートデスク

12

## 障害者の定義 ～ 合理的配慮の提供 ～

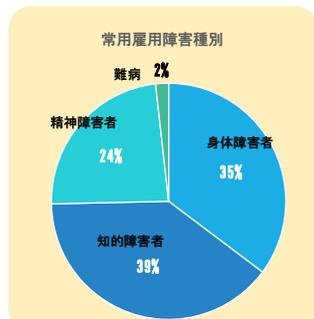
【障害者雇用促進法における障害者とは・・・】

身体障害者	知的障害者	精神障害者 (発達障害者)	その他の心身機能の障害者
身体障害者手帳を持つ人	療育手帳、判定機関の判定書を持つ人	精神障害者保健福祉手帳を持つ人	不安障害等精神疾患・てんかんの有る人で、精神障害者保健福祉手帳を持たない人
← 障害者雇用率の算定対象 →			
← 差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供の対象 →			

あいち障害者雇用総合サポートデスク

14

## 障害者雇用企業の状況 ～ 雇用障害種別と課題 ～



身体障害者・知的障害者  
 高齢化  
 労働人口の鈍化 → **新しい人材獲得が困難**

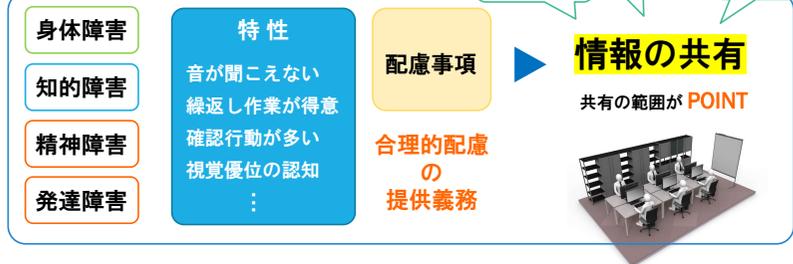
精神障害者が2018年 障害者雇用の算定基準に含まれた  
 障害者雇用の算定対象は、**障害者手帳の所持者**

資料：障害者の雇用状況等に関する調査（財）障害者雇用企業支援協会 2020.5

あいち障害者雇用総合サポートデスク

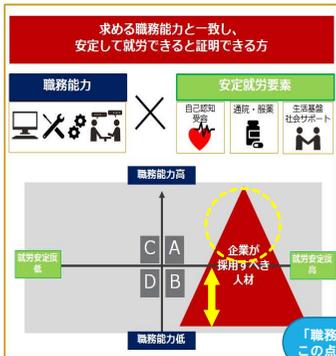
## 課題② 採用・就労 ～ 情報の共有 ～

### □ 障害を知る



あいち障害者雇用総合サポートデスク

## 雇用に向けて 1 ～ 採用基準 ～



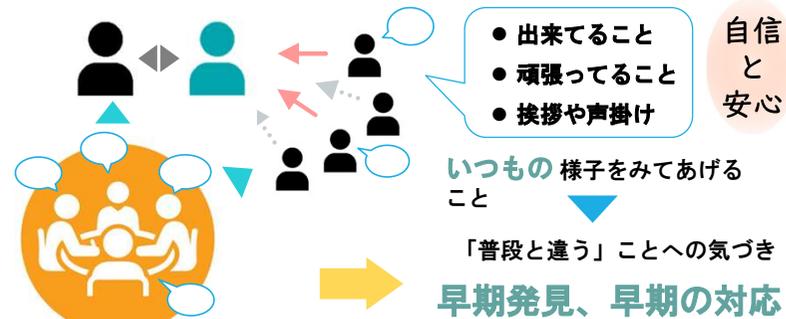
**職務能力**  
 業務において必要となる能力（職務能力）持っている

**就労安定度**

- 自分の障害を受け入れ、理解している
- 通院・服薬など自己管理をきちんとされている
- 必要なサポートを得ながらも前向きに働いていこうと考えている
- 生活基盤が安定している
- 行政や福祉機関との繋がりがある

あいち障害者雇用総合サポートデスク

## 孤立の防止 4-2 ～ 障害者と職場 ～



あいち障害者雇用総合サポートデスク